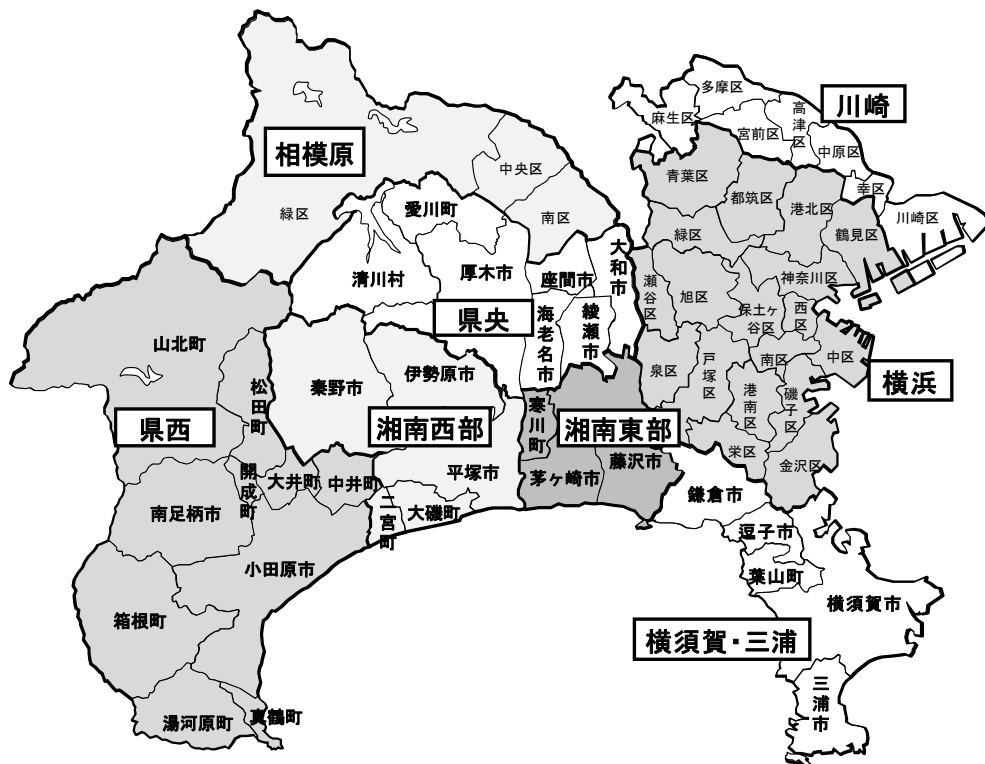


### 3 指定障害福祉サービス等の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域の設定

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス、指定地域相談支援または指定計画相談支援並びに、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援及び指定障害児相談支援（本計画では「指定障害福祉サービス等」といいます。）の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域については、保健・医療と福祉との連携を図る観点から、二次保健医療圏を基本として、県内を8つの区域に分けた「障害保健福祉圏域」と同一の区域とします。

また、児童福祉法に基づく指定障害児入所支援については、実施主体が県、政令市、児童相談所設置市であることから、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市とそれ以外の県所管域の5つの区域とします。

#### 神奈川県内の障害保健福祉圏域（平成26年4月1日現在）



| 圏域      | 市町村  |
|---------|--|
| 横 浜     | 横浜市  |
| 川 崎     | 川崎市  |
| 相 模 原   | 相模原市                                       |
| 横須賀・三浦  | 横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町                       |
| 湘 南 東 部 | 藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町                               |
| 湘 南 西 部 | 平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町                       |
| 県 央     | 厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村               |
| 県 西     | 小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町 |

#### 4 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

##### (1) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援または指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

- 県の障害福祉計画では、県内すべての市町村障害福祉計画の数値を障害保健福祉圏域ごとに集計して、平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援または指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み（以下「サービス見込量」といいます。）及びそれらの実施に関する考え方を定めます。

参考として、平成 24 年度以降のサービス利用実績を併記します。

- 次に示すサービス見込量は、政令市及び中核市を含めた県全体における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援または指定計画相談支援の各年度における「1 か月当たりの総量」（障害保健福祉圏域ごとの内訳は 61 ページ以降に記載。）を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。なお、「時間分」、「人日分」で設定することとされているサービスについても、あわせて、利用者数の見込みを併記します。

|       |  |
|-------|--|
| 「時間分」 | 月間のサービス提供時間  |
| 「人日分」 | 「月間の利用人員」×「1 人 1 月当たりの平均利用日数」<br>で算出されるサービス量（たとえば 10 人が月に平均して 20 日利用できるサービス量は 200 人日分となります。） |
| 「人分」  | 月間の利用者数<br>(ただし、指定地域相談支援は、年間の実利用者数)  |

- また、国の基本指針においては、継続入所者については、地域生活移行に係る成果目標、サービス見込量などの対象から除くこととされています。

しかし、本県においては、すべての福祉型障害児入所施設が平成 30 年度以降も「障害児施設として維持」を選択していることから、継続入所者についても、市町村において、障害福祉サービス等のサービス見込量に勘案して数値を設定しています。

#### ア 訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援（以下「居宅介護等」といいます。）については、障害者等が自ら選ぶ生活の場で安心して暮らせるよう、居宅介護等を必要とする人への身近な地域におけるサービス提供を保障する観点から、平成 29 年度において、約 16,800 人が利用でき

るサービス見込量を設定します。

なお、居宅介護等のサービス内容は次のとおりですが、サービス見込量については、国の指針に従い、一括して設定することとします。

〔居宅介護〕

障害者等について、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を供与することをいいます。

〔重度訪問介護〕

重度の肢体不自由者または重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する人について、居宅における入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に供与することをいいます。

〔同行援護〕

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等について、外出時に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ・食事等の介護その他のその人が外出する際に必要となる援助を供与することをいいます。

〔行動援護〕

知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要する人について、その人が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他のその人が行動する際に必要な援助を供与することをいいます。

〔重度障害者等包括支援〕

常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人並びに知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する人について、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供することをいいます。

| 平成 24 年度実績                 | 平成 25 年度実績                 | 平成 26 年度（見込み）              |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 303,499 時間分<br>(12,577 人分) | 337,300 時間分<br>(13,691 人分) | 351,601 時間分<br>(14,346 人分) |
| 平成 27 年度                   | 平成 28 年度                   | 平成 29 年度                   |
| 376,673 時間分<br>(14,918 人分) | 401,171 時間分<br>(15,829 人分) | 427,718 時間分<br>(16,780 人分) |

※ 県全体における 1 か月当たりのサービス必要量の見込みを示します。（以下同じ。）

※ 障害保健福祉圏域ごとの必要量の見込みは 61 ページ以降の表をご覧ください。

## イ 日中活動系サービス

障害者の日中活動の場には、様々な形や機能がありますが、重度障害者にとっては、介護を受けながら、地域で生き生きと暮らすための日中の「居場所」として、また、働ける人にとっては、必要な支援を受けながら、自分に合った働き方を選択できる「就労」の場として重要な意味をもちます。

こうした日中活動の場を提供するための日中活動系サービスについては、ニーズの増加、とりわけ近年増加傾向にある特別支援学校卒業生等の受入れも考慮しつつ、障害の程度や特性に応じた日中活動の場の量と質の確保を進めます。

### （ア）生活介護

生活介護とは、常時介護を要する障害者について、主として昼間に、障害者支援施設などの施設において行われる入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の身体機能または生活能力の向上のために必要な便宜の供与をいいます。

生活介護については、常時介護を要する障害者へのサービス提供を保障する観点から、地域生活における日中活動の場として必要なサービスを選択できるよう、平成 29 年度において、約 19,400 人が利用できるサービス見込量を設定します。

| 平成 24 年度実績                 | 平成 25 年度実績                 | 平成 26 年度（見込み）              |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 252,615 人日分<br>(13,487 人分) | 249,538 人日分<br>(13,740 人分) | 299,400 日分<br>(16,573 人分)  |
| 平成 27 年度                   | 平成 28 年度                   | 平成 29 年度                   |
| 316,094 人日分<br>(17,498 人分) | 334,256 人日分<br>(18,432 人分) | 351,815 人日分<br>(19,412 人分) |

### (イ) 自立訓練（機能訓練）

自立訓練（機能訓練）とは、身体障害者または難病患者等について、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所などにおいて、身体機能の向上のために一定期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言等の便宜の供与をいいます。

自立訓練（機能訓練）については、障害者がライフステージに応じた生活の場を選択して生活することや、日中活動の場のひとつとして自分に合った働き方を選択することにつなげていけるよう、ニーズを勘案して、平成 29 年度において約 180 人が利用できるサービス見込量を設定します。

| 平成 24 年度実績            | 平成 25 年度実績            | 平成 26 年度（見込み）         |
|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 2,128 人日分<br>(155 人分) | 2,001 人日分<br>(150 人分) | 2,000 人日分<br>(148 人分) |
| 平成 27 年度              | 平成 28 年度              | 平成 29 年度              |
| 2,323 人日分<br>(162 人分) | 2,448 人日分<br>(171 人分) | 2,600 人日分<br>(183 人分) |

### (ウ) 自立訓練（生活訓練）

自立訓練（生活訓練）とは、知的障害者または精神障害者について、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所などにおいて、生活能力の向上のために一定期間にわたり行われる入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等の便宜の供与をいいます。

自立訓練（生活訓練）については、障害者がライフステージに応じた生活の場を選択して生活していけるよう、施設・病院から地域生活へ移行する人や、地域において自立生活を希望する人のニーズを勘案して、平成 29 年度において約 610 人が利用できるサービス見込量を設定します。

| 平成 24 年度実績             | 平成 25 年度実績             | 平成 26 年度（見込み）          |
|------------------------|------------------------|------------------------|
| 10,768 人日分<br>(614 人分) | 7,980 人日分<br>(513 人分)  | 9,498 人日分<br>(563 人分)  |
| 平成 27 年度               | 平成 28 年度               | 平成 29 年度               |
| 9,896 人日分<br>(584 人分)  | 10,146 人日分<br>(599 人分) | 10,351 人日分<br>(613 人分) |

## (エ) 就労移行支援

就労移行支援とは、就労を希望する障害者について、一定期間にわたり、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供を通じて行われる就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等の便宜の供与をいいます。

就労移行支援については、障害者が自分に合った働き方を選択していくことができるよう、福祉施設から一般就労への移行を目指す人や増加する特別支援学校等の卒業生、精神障害者の退院時のニーズなどを勘案して、平成29年度において約2,500人が利用できるサービス見込量を設定します。

| 平成 24 年度実績               | 平成 25 年度実績               | 平成 26 年度 (見込み)           |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 21,329 人日分<br>(1,299 人分) | 24,586 人日分<br>(1,526 人分) | 28,632 人日分<br>(1,705 人分) |
| 平成 27 年度                 | 平成 28 年度                 | 平成 29 年度                 |
| 32,942 人日分<br>(1,937 人分) | 38,899 人日分<br>(2,266 人分) | 43,872 人日分<br>(2,547 人分) |

## (オ) 就労継続支援 A 型

就労継続支援 A 型とは、企業等の事業所に雇用されることが困難であつて、雇用契約に基づく就労が可能である障害者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜の供与をいいます。

就労継続支援 A 型については、障害者が自分に合った働き方を選択できるよう、福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成 29 年度において約 1,900 人が利用できるサービス見込量を設定します。

| 平成 24 年度実績               | 平成 25 年度実績               | 平成 26 年度 (見込み)           |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 9,630 人日分<br>(522 人分)    | 14,761 人日分<br>(773 人分)   | 19,291 人日分<br>(998 人分)   |
| 平成 27 年度                 | 平成 28 年度                 | 平成 29 年度                 |
| 24,551 人日分<br>(1,262 人分) | 30,479 人日分<br>(1,559 人分) | 36,918 人日分<br>(1,884 人分) |

### (カ) 就労継続支援B型

就労継続支援B型とは、企業等の事業所に雇用されることが困難であつて、雇用契約に基づく就労が困難である障害者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜の供与をいいます。

就労継続支援B型については、障害者が自分に合った働き方を選択できるように、福祉施設における就労の場を確保する観点から、平成29年度において約10,900人が利用できるサービス見込量を設定します。

| 平成24年度実績                | 平成25年度実績                | 平成26年度（見込み）              |
|-------------------------|-------------------------|--------------------------|
| 112,314人日分<br>(6,873人分) | 122,583人日分<br>(7,605人分) | 139,280人日分<br>(8,211人分)  |
| 平成27年度                  | 平成28年度                  | 平成29年度                   |
| 154,131人日分<br>(9,038人分) | 168,060人日分<br>(9,905人分) | 185,483人日分<br>(10,920人分) |

### (キ) 療養介護

療養介護とは、医療を要する障害者であつて常時介護を要する人について、主として昼間に、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話の供与をいいます。

療養介護については、平成23年度の実績は、63人分でしたが、療養介護事業の利用に移行した18歳以上の重症心身障害児施設の入所者数や、平成26年度末までの療養介護事業所（主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設と併設または一体的に療養介護事業を行う事業所を含む。）の整備の結果、平成25年度実績は、625人分と大幅に増加しました。

平成29年度において約910人が利用できるサービス見込量を設定します。

| 平成24年度実績 | 平成25年度実績 | 平成26年度（見込み） |
|----------|----------|-------------|
| 598人分    | 625人分    | 697人分       |
| 平成27年度   | 平成28年度   | 平成29年度      |
| 753人分    | 893人分    | 907人分       |

## (ク) 短期入所

短期入所とは、居宅においてその介護を行う人の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設などの施設（福祉型）や、病院、診療所、介護老人保健施設（医療型）への短期間の入所を必要とする障害者等について、これらの施設において、入浴、排せつ、食事の介護等の便宜を供与することをいいます。

短期入所については、サービス未利用者の潜在的なニーズを考慮するとともに、障害者等はもとより、その家族を支援するという視点に立ち、平成29年度において福祉型と医療型を合わせて約4,500人が利用できるサービス見込量を設定します。

| 平成 24 年度実績               | 平成 25 年度実績               | 平成 26 年度（見込み）            |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 17,798 人日分<br>(2,737 人分) | 18,886 人日分<br>(3,119 人分) | 20,214 人日分<br>(3,441 人分) |
| 平成 27 年度                 | 平成 28 年度                 | 平成 29 年度                 |
| 21,862 人日分<br>(3,751 人分) | 23,547 人日分<br>(4,087 人分) | 25,617 人日分<br>(4,506 人分) |

### (内訳) 福祉型短期入所

| 平成 27 年度                 | 平成 28 年度                 | 平成 29 年度                 |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 19,137 人日分<br>(3,250 人分) | 20,059 人日分<br>(3,435 人分) | 21,145 人日分<br>(3,650 人分) |

### (内訳) 医療型短期入所

| 平成 27 年度              | 平成 28 年度              | 平成 29 年度              |
|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 2,725 人日分<br>(501 人分) | 3,488 人日分<br>(652 人分) | 4,472 人日分<br>(856 人分) |

## ウ 居住系サービス

障害者の住まいの場となる居住系サービスについては、ライフステージに応じて多様な選択ができるよう、地域生活移行を支える共同生活援助（グループホーム）の設置をさらに促進するとともに、利用者の人権の尊重や、職員の支援技術の向上を図ります。

また、施設入所支援については、地域生活への移行を積極的に推進することにより、長期的には必要量が減少することが考えられますが、施設に入所して支援を受けることが真に必要な新規利用者に対するサービス提供を保障



するため、計画期間中のサービス見込量としては微減にとどめることとします。

#### (ア) 共同生活援助

共同生活援助については、施設入所者の地域生活への移行や、精神障害者の退院時のニーズなどに対応したサービス提供を確保する観点から、平成29年度において約8,600人が利用できるサービス見込量を設定します。

なお、共同生活介護（ケアホーム）は、平成26年4月以降、共同生活援助に一元化されています。

#### [共同生活援助]（グループホーム）

障害者について、主として夜間に、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うことをいいます。

| 平成24年度実績 | 平成25年度実績 | 平成26年度（見込み） |
|----------|----------|-------------|
| 5,928人分  | 6,470人分  | 6,963人分     |
| 平成27年度   | 平成28年度   | 平成29年度      |
| 7,541人分  | 8,047人分  | 8,565人分     |

#### (イ) 施設入所支援

施設入所支援とは、その施設に入所する障害者について、主として夜間に行う入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を供与することをいいます。

施設入所支援については、施設入所者の地域生活への移行に係る成果目標を踏まえつつ、グループホームでは十分な支援が困難な人のニーズを考慮してサービス見込量を設定します。

| 平成24年度実績 | 平成25年度実績 | 平成26年度（見込み） |
|----------|----------|-------------|
| 5,118人分  | 5,113人分  | 5,124人分     |
| 平成27年度   | 平成28年度   | 平成29年度      |
| 5,029人分  | 4,998人分  | 4,951人分     |

## エ 指定計画相談支援（サービス利用支援・継続サービス利用支援）

サービス利用支援とは、障害者等の心身の状況、その置かれている環境、障害者等または障害児の保護者の障害福祉サービス等の利用に関する意向その他の事情を勘案して、利用する障害福祉サービス等の種類と内容等を定めた「サービス等利用計画案」を作成し、事業者やその他の者との連絡調整などを行い、障害福祉サービス等の種類と内容、担当者等を記載した「サービス等利用計画」の作成を行うものです。平成27年4月からは、障害福祉サービス等のすべての支給決定に先立ち作成することとされています。

継続サービス利用支援とは、障害者等または障害児の保護者が、支給決定の有効期間内において、継続して障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、サービス等利用計画が適切かどうか、一定の期間ごとに利用状況を検証し、その結果や障害者等の心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービス等の利用に関する意向などを勘案しつつ、サービス等利用計画を変更し、新たな支給決定や支給決定の変更が必要であると認められる場合は、障害者等または障害児の保護者に対して、支給決定等に係る申請の勧奨を行うものです。

指定計画相談支援については、障害福祉サービス等の利用者数等を勘案し、見込量を設定します。

| 平成24年度実績 | 平成25年度実績 | 平成26年度（見込み） |
|----------|----------|-------------|
| 691人分    | 1,654人分  | 5,265人分     |
| 平成27年度   | 平成28年度   | 平成29年度      |
| 7,321人分  | 9,832人分  | 12,635人分    |

## オ 指定地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

（支援内容については、11ページを参照。）

地域移行支援については、障害者支援施設や精神科病院等から地域生活へ移行する人数等を勘案して見込量を設定します。

地域定着支援については、居宅において単身で生活している障害者や家族の状況等により同居している家族による支援が受けられない障害者の人数、地域生活移行者数等を勘案して年間の見込量を設定します。

地域移行支援（※ 年間の実利用者数の見込量）

| 平成 24 年度実績 | 平成 25 年度実績 | 平成 26 年度（見込み） |
|------------|------------|---------------|
| 36 人分      | 56 人分      | 47 人分         |
| 平成 27 年度   | 平成 28 年度   | 平成 29 年度      |
| 223 人分     | 271 人分     | 312 人分        |

地域定着支援（※ 年間の実利用者数の見込量）

| 平成 24 年度実績 | 平成 25 年度実績 | 平成 26 年度（見込み） |
|------------|------------|---------------|
| 9 人分       | 17 人分      | 33 人分         |
| 平成 27 年度   | 平成 28 年度   | 平成 29 年度      |
| 254 人分     | 340 人分     | 416 人分        |

(2) 各年度における指定障害児通所支援、指定障害児相談支援及び指定障害児入所支援の種類ごとの必要な量の見込み

- 県の障害福祉計画では、県内すべての市町村障害福祉計画の数値を障害保健福祉圏域ごとに集計して、平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度における、指定障害児通所支援、指定障害児相談支援の種類ごとのサービス見込量及びそれらの実施に関する考え方を定めます。また、指定障害児入所支援については、県、政令市及び児童相談所設置市の障害福祉計画の数値を集計して、種類ごとのサービス見込量及びそれらの実施に関する考え方をあわせて定めます。
- 次に示すサービス見込量は、政令市及び児童相談所設置市を含めた県全体における指定障害児通所支援、指定障害児相談支援及び指定障害児入所支援の各年度における「1 か月当たりの総量」（障害保健福祉圏域ごとの内訳は 61 ページ以降に記載。）を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。なお、「人日分」で設定することとされているサービスについても、あわせて、利用者数の見込みを併記します。

「人日分」 「月間の利用人員」×「1人1月当たりの平均利用日数」  
 で算出されるサービス量（たとえば10人が月に平均して20  
 日利用できるサービス量は200人日分となります。）  
 「人分」 月間の利用者数

## ア 障害児通所支援

障害児通所支援については、児童福祉法の改正により、平成24年4月から従来の障害種別で分かれていた体系が「児童発達支援」に一元化されるとともに、学齢期における支援を行う「放課後等デイサービス」や保育所等に通う障害児に対する支援を行う「保育所等訪問支援」が創設されました。

また、身近な地域において家族を含め、障害児の「育ち」を支援していくためには、これらの支援を行う事業所と地域の関係機関が有機的に連携する必要があります。

そこで、障害児通所支援については、地域の実情に応じて、市町村において中核的支援施設として位置づけられた児童発達支援センターやそれに準じた機能を有する児童発達支援事業所を中心として、地域の事業所への支援や障害児の家族への相談支援等、地域支援の強化を図ることとします。

### (ア) 児童発達支援

児童発達支援とは、児童発達支援事業所や児童発達支援センターが障害児について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の便宜を供与することをいいます。

児童発達支援については、身近な地域で質の高い療育を受けられる場を提供する観点から、平成29年度に約5,800人が利用できるサービス見込量を設定します。

| 平成27年度                 | 平成28年度                 | 平成29年度                 |
|------------------------|------------------------|------------------------|
| 36,485人日分<br>(5,220人分) | 39,480人日分<br>(5,504人分) | 41,850人日分<br>(5,793人分) |

### (イ) 医療型児童発達支援

医療型児童発達支援とは、上肢、下肢または体幹の機能障害のある児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の便宜及び治療を行うことをいいます。

医療型児童発達支援については、身近な地域で医療の提供も含めた、質の高い支援を必要とする障害児が療育を受けられる場を提供する観点から、平成 29 年度に約 310 人が利用できるサービス見込量を設定します。

| 平成 27 年度              | 平成 28 年度              | 平成 29 年度              |
|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 2,951 人日分<br>(304 人分) | 2,996 人日分<br>(306 人分) | 3,036 人日分<br>(308 人分) |

#### (ウ) 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスとは、就学している児童について、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の便宜を供与することをいいます。

放課後等デイサービスについては、学校教育との相乗効果によって、障害児の自立を促進するとともに、放課後の居場所づくりを推進する観点から、平成 29 年度に約 11,500 人が利用できるサービス見込量を設定します。

| 平成 27 年度                 | 平成 28 年度                 | 平成 29 年度                  |
|--------------------------|--------------------------|---------------------------|
| 57,006 人日分<br>(8,429 人分) | 66,132 人日分<br>(9,915 人分) | 75,512 人日分<br>(11,544 人分) |

#### (エ) 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援とは、保育所や児童が集団生活を営む施設等に通う障害児について、通所先の施設を訪問し、通所先施設の障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等の便宜を供与することをいいます。

保育所等訪問支援については、保育所等での障害児の受入れや安定した利用を促進する観点から、平成 29 年度に約 280 人が利用できるサービス見込量を設定します。

| 平成 27 年度            | 平成 28 年度            | 平成 29 年度            |
|---------------------|---------------------|---------------------|
| 375 人日分<br>(217 人分) | 428 人日分<br>(253 人分) | 483 人日分<br>(283 人分) |

## イ 障害児相談支援

障害児相談支援は、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行うことをいいます。

障害児支援利用援助とは、障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児またはその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案して、利用する障害児通所支援の種類と内容等を定めた「障害児支援利用計画案」を作成し、事業者やその他の者との連絡調整などを行い、障害児通所支援の種類と内容、担当者等を記載した「障害児支援利用計画」の作成を行うものです。平成27年4月からは、障害児通所支援のすべての給付決定に先立ち作成することとされています。

継続障害児支援利用援助とは、障害児の保護者が、通所給付決定の有効期間内において、継続して障害児通所支援を適切に利用することができるよう、障害児支援利用計画が適切かどうか、一定の期間ごとに利用状況を検証し、その結果や障害児の心身の状況、その置かれている環境、障害児通所支援の利用に関する意向などを勘案しつつ、障害児支援利用計画を変更し、新たな通所給付決定や通所給付決定の変更が必要であると認められる場合は、障害児の保護者に対して、給付決定等に係る申請の勧奨を行うものです。

指定障害児相談支援については、障害児通所支援の利用児童数等を勘案し、サービス見込量を設定します。

| 平成27年度  | 平成28年度  | 平成29年度  |
|---------|---------|---------|
| 7,315人分 | 8,439人分 | 9,177人分 |

## ウ 障害児入所支援

障害児入所支援についても、障害児通所支援と同様に、平成24年4月から従来は障害種別で分かれていた体系が医療の提供を行うかどうかによって「福祉型」と「医療型」に再編されました。

障害児入所施設については、専門的機能の強化を図ったうえで、地域において、様々なニーズに対応する療育機関としての役割を担うことが求められており、本県においても、被虐待児童等への対応、重症心身障害児に対する専門的かつ手厚い支援、ライフステージに応じて適切な障害福祉サービス等につなげるための支援等、行政機関による措置のほか、施設に入所して支援を受けることが必要な障害児に対する専門的機能の強化を図ることとします。

**(ア) 福祉型障害児入所支援**

福祉型障害児入所支援とは、入所する障害児について、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うことをいいます。

福祉型障害児入所支援については、児童相談所における相談受付状況や今後の施設整備の見込み等を考慮してサービス見込量を設定します。

| 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|----------|----------|----------|
| 467 人分   | 471 人分   | 476 人分   |

※児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の措置による入所を含む。

**(イ) 医療型障害児入所支援**

医療型障害児入所支援とは、入所する障害児について、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うことをいいます。

医療型障害児入所支援については、児童相談所における相談受付状況や今後の施設整備の見込み等を考慮してサービス見込量を設定します。

| 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|----------|----------|----------|
| 203 人分   | 233 人分   | 238 人分   |

※児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の措置による入所を含む。

## 【指定障害福祉サービス等の見込量】

(1か月当たりの見込量)

| サービス種別                             | 参考：平成26年度(見込み)           | 平成27年度                   | 平成28年度                   | 平成29年度                   |
|------------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| <b>ア 訪問系サービス</b>                   |                          |                          |                          |                          |
| 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援   | 351,601時間分<br>(14,346人分) | 376,673時間分<br>(14,918人分) | 401,171時間分<br>(15,829人分) | 427,718時間分<br>(16,780人分) |
| <b>イ 日中活動系サービス</b>                 |                          |                          |                          |                          |
| 生活介護                               | 299,400人日分<br>(16,573人分) | 316,094人日分<br>(17,498人分) | 334,256人日分<br>(18,432人分) | 351,815人日分<br>(19,412人分) |
| 自立訓練<br>(機能訓練)                     | 2,000人日分<br>(148人分)      | 2,323人日分<br>(162人分)      | 2,448人日分<br>(171人分)      | 2,600人日分<br>(183人分)      |
| 自立訓練<br>(生活訓練)                     | 9,498人日分<br>(563人分)      | 9,896人日分<br>(584人分)      | 10,146人日分<br>(599人分)     | 10,351人日分<br>(613人分)     |
| 就労移行支援                             | 28,632人日分<br>(1,705人分)   | 32,942人日分<br>(1,937人分)   | 38,899人日分<br>(2,266人分)   | 43,872人日分<br>(2,547人分)   |
| 就労継続支援A型                           | 19,291人日分<br>(998人分)     | 24,551人日分<br>(1,262人分)   | 30,479人日分<br>(1,559人分)   | 36,918人日分<br>(1,884人分)   |
| 就労継続支援B型                           | 139,280人日分<br>(8,211人分)  | 154,131人日分<br>(9,038人分)  | 168,060人日分<br>(9,905人分)  | 185,483人日分<br>(10,920人分) |
| 療養介護                               | 697人分                    | 753人分                    | 893人分                    | 907人分                    |
| 短期入所                               | 20,214人日分<br>(3,441人分)   | 21,862人日分<br>(3,751人分)   | 23,547人日分<br>(4,087人分)   | 25,617人日分<br>(4,506人分)   |
| <b>ウ 居住系サービス</b>                   |                          |                          |                          |                          |
| 共同生活援助                             | 6,963人分                  | 7,541人分                  | 8,047人分                  | 8,565人分                  |
| 施設入所支援                             | 5,124人分                  | 5,029人分                  | 4,998人分                  | 4,951人分                  |
| <b>エ 指定計画相談支援</b>                  |                          |                          |                          |                          |
| 指定計画相談支援                           | 5,265人分                  | 7,321人分                  | 9,832人分                  | 12,635人分                 |
| <b>オ 指定地域相談支援 (※ 年間の実利用者数の見込量)</b> |                          |                          |                          |                          |
| 地域移行支援                             | 47人分                     | 223人分                    | 271人分                    | 312人分                    |
| 地域定着支援                             | 33人分                     | 254人分                    | 340人分                    | 416人分                    |

※ 「人日分」＝「月間の利用人員」×「1人1月当たりの平均利用日数」

(例：10人が月に平均して20日利用できるサービス量は200人日分となります。)



## 【障害児通所支援・障害児入所支援等の見込量】

(1か月当たりの見込量)

| サービス種別           | 参考：平成26年度(見込み)           | 平成27年度                   | 平成28年度                   | 平成29年度                    |
|------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|---------------------------|
| <b>ア 障害児通所支援</b> |                          |                          |                          |                           |
| 児童発達支援           | 35,210 人日分<br>(4,905 人分) | 36,485 人日分<br>(5,220 人分) | 39,480 人日分<br>(5,504 人分) | 41,850 人日分<br>(5,793 人分)  |
| 医療型児童発達支援        | 2,939 人日分<br>(302 人分)    | 2,951 人日分<br>(304 人分)    | 2,996 人日分<br>(306 人分)    | 3,036 人日分<br>(308 人分)     |
| 放課後等<br>デイサービス   | 46,808 人日分<br>(6,691 人分) | 57,006 人日分<br>(8,429 人分) | 66,132 人日分<br>(9,915 人分) | 75,512 人日分<br>(11,544 人分) |
| 保育所等訪問支援         | 251 人日分<br>(167 人分)      | 375 人日分<br>(217 人分)      | 428 人日分<br>(253 人分)      | 483 人日分<br>(283 人分)       |
| <b>イ 障害児相談支援</b> |                          |                          |                          |                           |
| 障害児相談支援          | 4,178 人分                 | 7,315 人分                 | 8,439 人分                 | 9,177 人分                  |
| <b>ウ 障害児入所支援</b> |                          |                          |                          |                           |
| 福祉型障害児入所施設       | 450 人分                   | 467 人分                   | 471 人分                   | 476 人分                    |
| 医療型障害児入所施設       | 194 人分                   | 203 人分                   | 233 人分                   | 238 人分                    |

※ 「人日分」＝「月間の利用人員」×「1人1月当たりの平均利用日数」

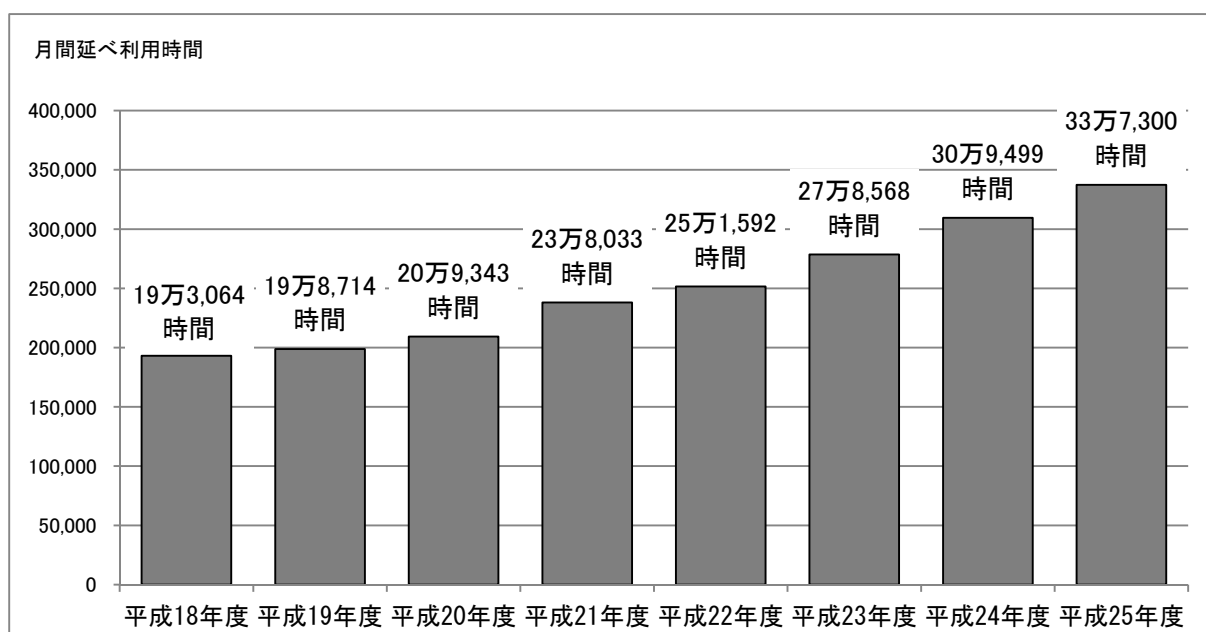
(例：10人が月に平均して20日利用できるサービス量は200人日分となります。)

### (3) 指定障害福祉サービス等の見込量の確保のための方策

#### ア 指定障害福祉サービスの利用動向

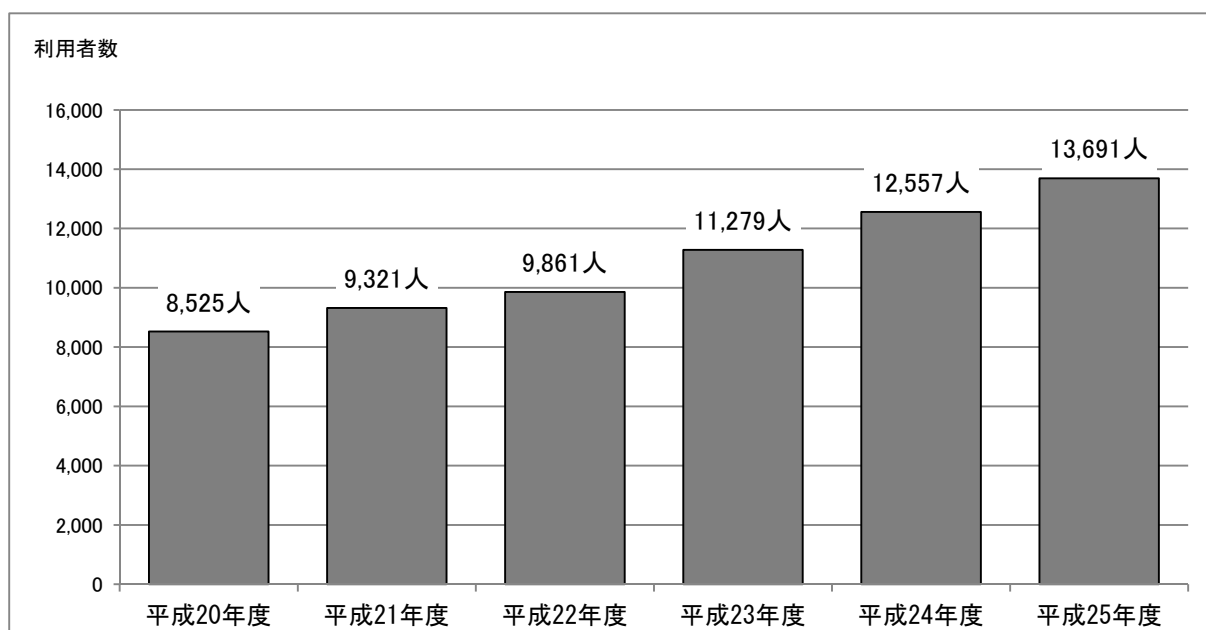
指定障害福祉サービスの利用実績は、障害者自立支援法施行後、着実に拡大してきました。主なサービスの利用動向は、次のとおりです。

#### 【参考 1 - 1 ホームヘルプサービスの利用時間の推移】



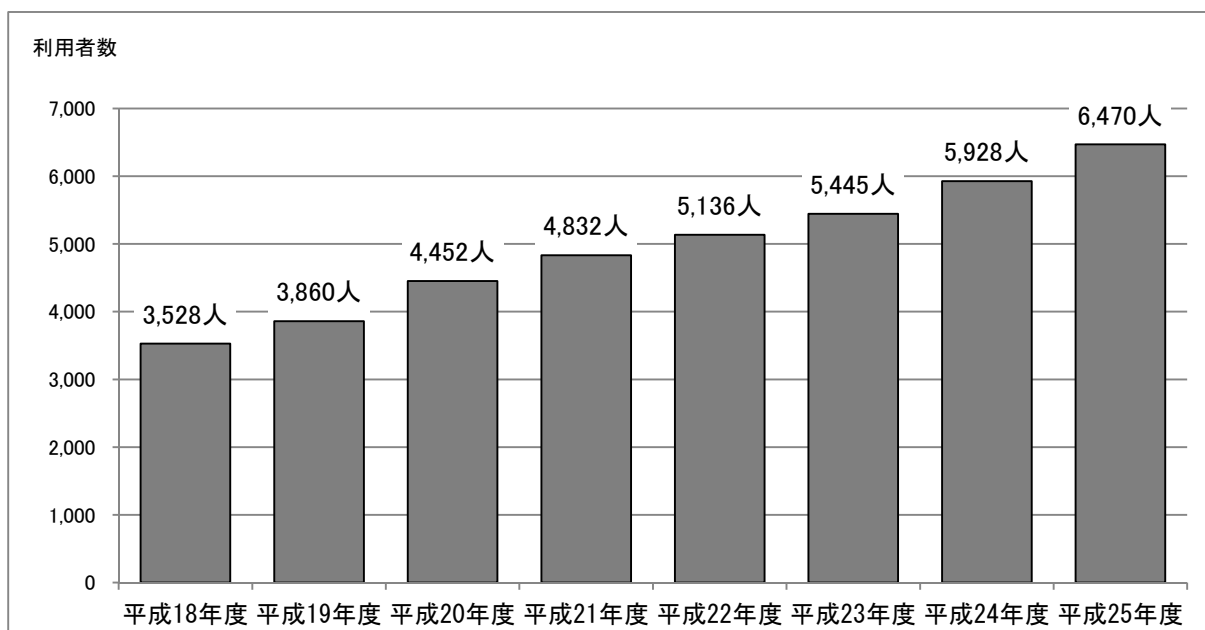
○ 平成 25 年度の月間延べ利用時間は、平成 18 年度の約 1.7 倍です。

#### 【参考 1 - 2 ホームヘルプサービスの利用者数の推移】



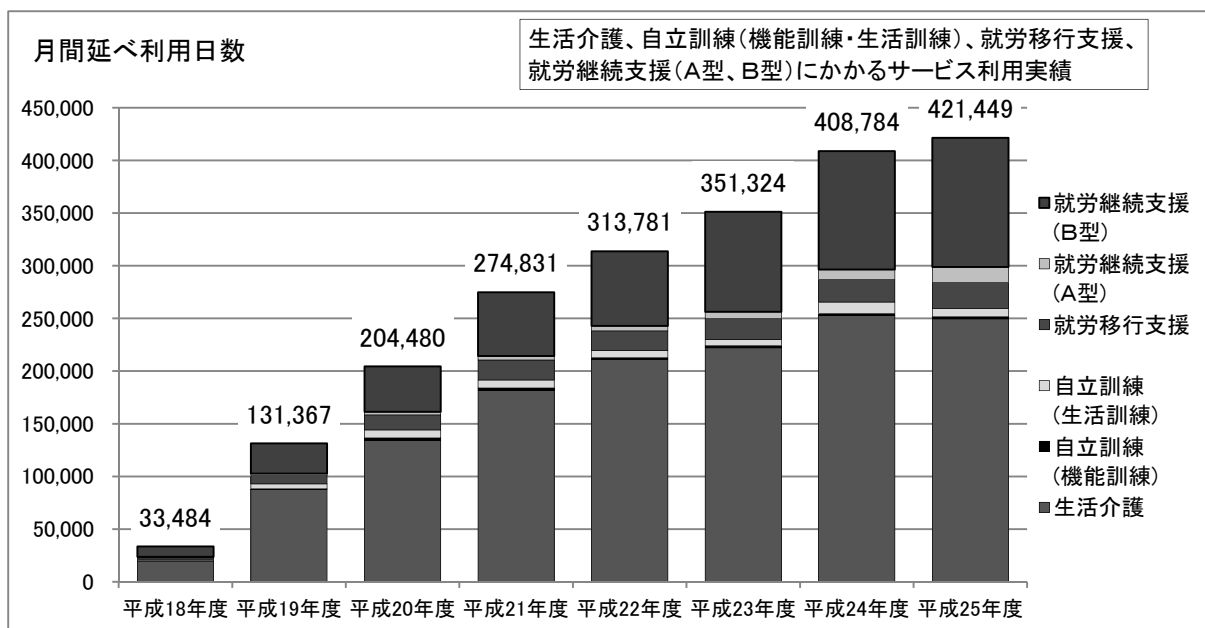
○ 平成 25 年度の利用者数は、平成 20 年度の約 1.6 倍です。

【参考2 グループホームの利用者数の推移】



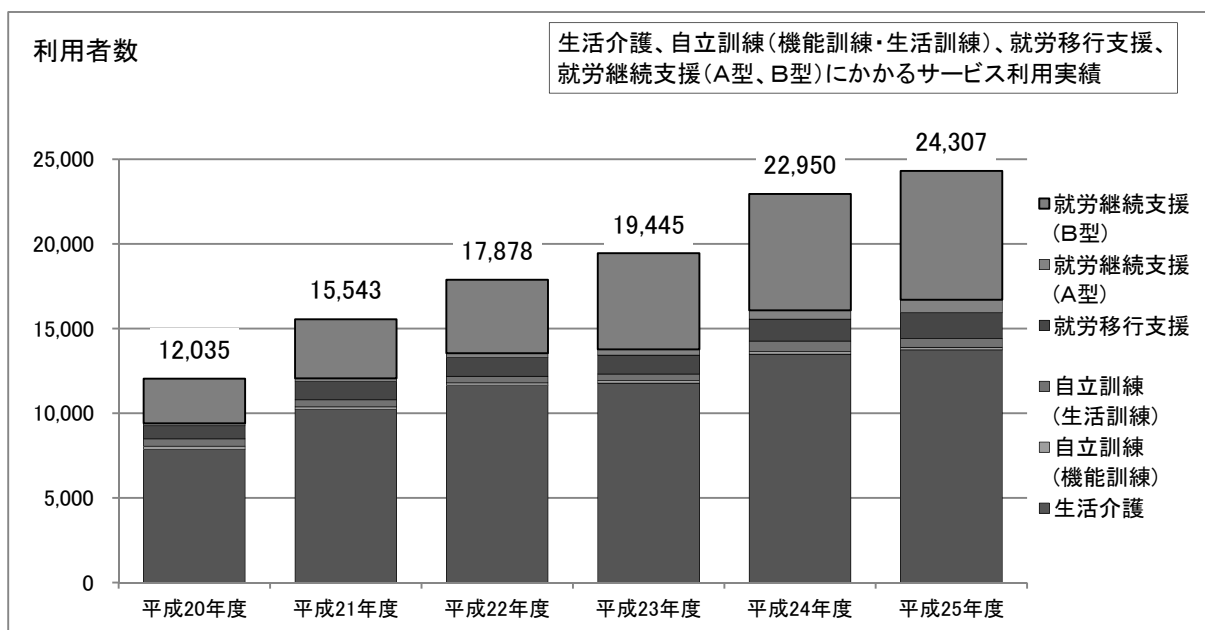
○ 平成25年度の利用者数は、平成18年度の約1.8倍です。

【参考3-1 日中活動系サービス（6類型）の月間延べ利用日数の推移】



○ 日中活動系サービスの利用実績は、増加しています。

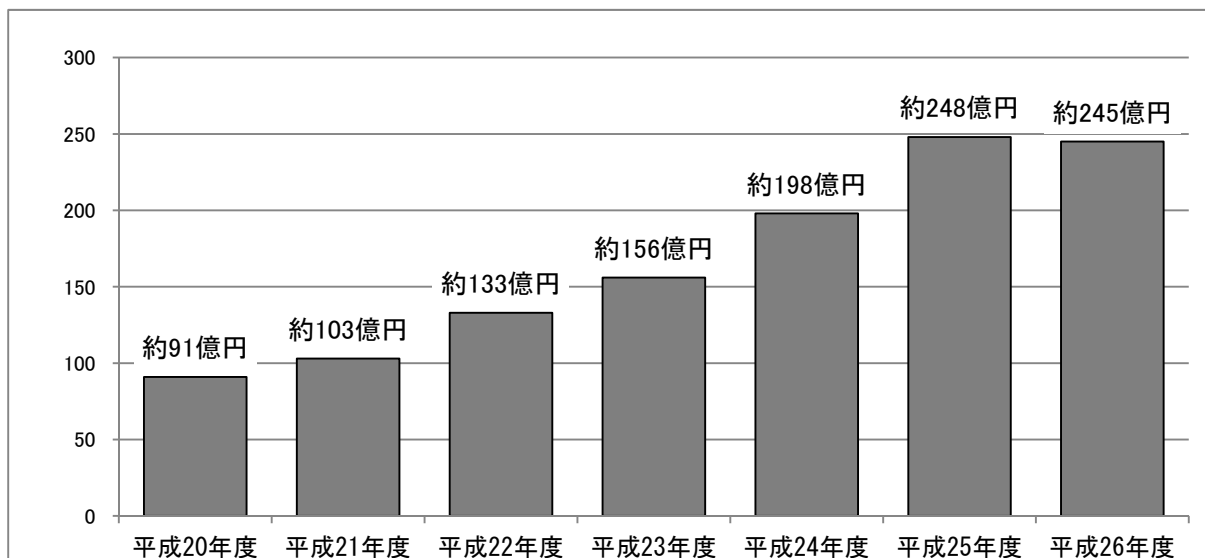
【参考3-2 日中活動系サービス（6類型）の利用者数の推移】



○ 利用者数も増加しています。

【参考4 サービスの利用拡大に伴う給付費の動向】

障害者介護給付費負担金・訓練等給付費負担金の合計（当初予算ベース）



○ 指定障害福祉サービスの提供に要する経費（障害者介護給付費負担金及び障害者訓練等給付費負担金）について、県では、障害者総合支援法に基づき、市町村が支弁する額の4分の1相当分を負担し、国及び市町村とともに、障害者等のサービスの利用を支えています。

サービスの利用拡大などに伴い、障害者介護給付費負担金と障害者訓練等給付費負担金を合わせた県の当初予算額は、平成20年度と平成26年度を比較すると約2.7倍に伸びています。

## イ 指定障害福祉サービス等の提供体制の整備

平成 26 年度から平成 29 年度までの第 4 期の障害福祉計画においても、新たに設定した指定障害福祉サービス等の見込量の確保に向けて、老朽化対策等により、必要な既存施設の機能を維持するほか、引き続き、サービス提供体制の整備を図っていきます。

その主な方策は、次のとおりです。

### (ア) 多様な事業者の参入の促進等

障害者総合支援法では、規制緩和により多様なサービス提供主体が参入し、障害者等の選択の幅が広がることを期待していますが、単にサービスの供給量が増大するだけでなく、質の高いサービスをその時々が必要に応じて組み合わせることが大切です。

県は、市町村と協力して、広く情報提供を行うことなどにより多様な事業者の参入を促進するとともに、障害者等が具体的な「生きにくさ・暮らしにくさ」に対応したサービスを選ぶことで、地域の中に新たなサービスが生まれ、またサービス事業者の切磋琢磨によりサービスの水準も向上していく、そうした好ましい循環ができるよう、人材育成や事業所の指導などに取り組みます。

### (イ) 地域生活支援のための施設機能の活用

施設については、重度・重複障害者などにとっての「住まいの場」としての機能に加え、専門的なノウハウや人材を生かし、地域で暮らす障害者に対する支援や、地域福祉の拠点としての機能強化及び障害者一人ひとりのニーズに応じた多様な事業展開を行っていくことなどが期待されています。

こうした施設機能は、障害者の地域での暮らしを支えるための重要な社会資源になるものと考えられることから、県は、「障害者地域生活サポート事業」を推進する市町村を支援することにより、施設の積極的な取組みを促進します。

### (ウ) グループホームの設置促進

地域における重要な住まいの場であるグループホームの設置を促進するため、障害者グループホーム等サポートセンターにおいて、グループホームの設置を考える法人等に対し、グループホームの設置・運営に関する助言等を行うとともに、職員の支援技術向上のための研修を実施します。

また、県は、重度障害者等のグループホームの整備を促進するとともに、市町村を通して、グループホームの運営に対する支援を実施します。

#### **(エ) 医療的ケアや精神障害に対応できる人材の養成**

県では、平成 21 年度から、国に先駆けて、ホームヘルパーなどを対象とした重度障害児者のたんの吸引などの医療的ケアに関する研修を実施していますが、社会福祉士及び介護福祉士法の改正により、平成 24 年 4 月から、一定の条件のもとで、所定の研修を修了した介護職員等によるたんの吸引などの医療的ケアが、法に位置づけられることとなりました。

こうした動きに対応して、研修内容の充実を図り、施設と在宅の両面で、障害者等が安心して医療的ケアを受けられるための人材養成を進めます。

また、障害特性から、対応に専門性が求められる精神障害者へのホームヘルプサービスについても、すべての障害保健福祉圏域を対象に、精神障害者ホームヘルパー研修を実施し、必要な知識や技術を習得したホームヘルパーの養成と支援技術の向上を図ります。

#### **(オ) 障害福祉サービス等拠点事業所の配置と日中活動の場の確保**

県では、平成 23 年度から、障害特性により支援が困難なケースや、緊急的な支援が必要なケースに、年間を通じて夜間の支援も含めて対応できる体制を整備するため、県と市町村が協力して、障害福祉サービス等拠点事業所の配置を行いました。

また、施設・病院からの地域生活への移行や、増加する特別支援学校の卒業者などの受皿となる日中活動の場を確保するため、在宅の重度障害者等の生活介護事業所などの整備を促進するとともに、障害者の福祉的就労に係る支援を行います。

#### **(カ) 緊急時や介護者のレスパイトのための短期入所の充実**

短期入所事業所が、在宅の重度障害者等の障害特性に応じたサービスを提供するために必要な施設・設備の整備を促進するとともに、障害者の地域生活移行に対応するため、市町村に対し、介護者のレスパイト（休息）の拡大を図る事業を支援します。

#### **(キ) 相談支援従事者の養成・確保と相談支援技術の向上**

相談支援専門員には必須の相談支援従事者研修事業に加え、相談支援従事者のスキルアップや、地域の関係機関が連携して障害者等を支援するた

めの技術の向上の取組み、相談担当職員等を支援する人材の養成などを行います。

#### (ク) その他の方策

地域で生活する障害者等が、日中活動の場への移動がしやすいような環境等の整備を行うとともに、医療費の助成や地域活動支援センターへの支援を行う市町村への助成、民間企業等への障害者の理解促進の研修など、地域で福祉サービスを利用する障害者等への支援を行います。

### 5 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数

平成 29 年度までの各年度における県内の指定障害者支援施設の必要入所定員総数については、福祉施設の入所者の地域生活への移行に係る成果目標及び今後の定員見込みなどを勘案し、次のとおり設定します。

なお、福祉施設の入所者の地域生活への移行に係る成果目標や施設入所支援のサービス見込量においては、施設の所在地が県内か県外かを問わず、県内の市町村が支給決定を行う対象者数を推計していますが、ここでは、県が障害者総合支援法第38条第1項の規定に基づいて指定する県内の施設の入所定員総数を示しています。

| 年 度      | 平成 27 年度   | 平成 28 年度   | 平成 29 年度   |
|----------|------------|------------|------------|
| 必要入所定員総数 | 5, 0 5 0 人 | 5, 0 5 0 人 | 5, 0 5 0 人 |

また、18 歳以上の福祉型障害児入所施設入所者（継続入所者）については、児童福祉法の改正により、障害者総合支援法により対応することとされていますが、必要入所定員総数の設定に当たっては、これを除いて設定しています。